対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域			
福岡県福岡市博多区	福岡県福岡市南区	福岡県春日市	福岡県大野城市
相生町一丁目から三丁目まで、寿町一丁目から三丁目まで、銀天町一丁目から三丁目まで、三筑一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、東雲町一丁目及び二丁目、昭南町一丁目から三丁目まで、新和町一丁目及び二丁目、竹丘町一丁目から四丁目まで、西春町一丁目及び二丁目まで、光丘町一丁目から三丁目まで、南八幡町一丁目及び二丁目、南本町一丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、麦野四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、元町一丁目から三丁目まで並びに諸岡六丁目（次の図面に示す部分に限る。）	井尻三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに横手南町（次の図面に示す部分に限る。）	大字小倉、大谷一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、春日原北町（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、小倉東一丁目及び二丁目、桜ヶ丘一丁目から七丁目まで、須玖北一丁目から八丁目まで、須玖南一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目から六丁目まで及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宝町一丁目から四丁目まで、千歳町一丁目から三丁目まで、昇町一丁目から二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、伯玄町二丁目、原町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、光町一丁目から三丁目まで、日の出町一丁目から七丁目まで、弥生一丁目から七丁目まで、若葉台西一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに若葉台東一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	栄町一丁目から三丁目まで並びに雑餉隈町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十二　陸上自衛隊小倉駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
福岡県北九州市小倉南区	福岡県北九州市小倉南区	福岡県北九州市小倉南区
北方五丁目一番一号	北方五丁目（次の図面に示す部分に限る。）	南丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
福岡県北九州市小倉北区	福岡県北九州市小倉北区	福岡県北九州市小倉北区
北方五丁目（次の図面に示す部分に限る。）	南丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	石田町、上石田一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、蒲生一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、北方一丁目から五丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、企救丘五丁目から七丁目まで、重住一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び下石田一丁目から三丁目、下城野一丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、城野三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、星和台一丁目及び二丁目、徳力新町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西水町（次の図面に示す部分に限る。）、蜷田若園一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、園一丁目から三丁目、春ケ丘、葉山町一丁目から三丁目、日の出町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東水町（次の図面に示す部分に限る。）、守恒一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南若園町（次の図面に示す部分に限る。）、守恒本町二丁目、守恒一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、八重洲町、山手一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、湯川新町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、横代北町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに若園一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで

百二十三　陸上自衛隊小倉駐屯地富野分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
福岡県北九州市小倉北区	福岡県北九州市小倉北区	福岡県北九州市門司区
大字富野官有無番地	大字足原及び大字富野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字吉志（次の図面に示す部分に限る。）、大字大里（次の図面に示す部分に限る。）並びに上藤松二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。